

令和4年5月16日

各 位

京都市PTA連絡協議会
会長 大森 勢津

京都市PTA連絡協議会活動に対する御意見等について（お願い）

私たち京都市PTA連絡協議会（以下、「市P連」という。）の活動について、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下、「日P」という。）との関係の在り方を議論して以降、多くの御意見等を頂戴しております。

本件については、広く議論をしていただき、さまざまな御意見をいただくことは、大変ありがたいことですが、今般、社会的地位のある方が、閉ざされたSNS上に論評を投稿され、それに対して多くの「いいね」やコメントが付されるという事案を確認しました（別記参照）。

言論の自由は、これを保障されていますが（憲法第21条）、私たちの見えない場所で情報発信・共有された場合、当事者が知る由もなく、内容を検討することすらできません。仮に事実誤認があったとしても、訂正することもできないまま、発信者を中心に、「事実」として多くに広まってしまいます。

については、私たちの市P連活動について御意見等がある場合は、市P連事務局に御連絡いただくなど、現役の市P連当事者に届くような形で御発言いただければと存じます。

引き続き市P連活動に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 これまでの経緯

今般の「公益社団法人日本P T A全国協議会からの退会について（提案）」については、市P連理事40名による投票の結果、30票の反対多数により否決され、公益社団法人日本P T A全国協議会（以下、「日P」という。）から退会しないものとなりました（令和4年5月11日）。

これに対し、日Pからは、「協議会がこうした議論をされたことをしっかりと受け止めて、より一層全ての協議会の方々の活動の一助になるべく議論を進めて参ります」（朝日新聞令和4年5月12日付け社会・総合面）「時代に合わせて改善していく点はあると考えている。様々な意見を受け止めたい」（読売新聞令和4年5月12日付け社会面）とのコメントをいただきました。

今般の退会提案は否決されましたが、市P連の在り方、そして日Pとの関係の在り方については、引き続き議論される課題であると認識し、次年度以降の検討のため、一連の議論において寄せられた質問等を一定整理することにより、本採決結果への総括とさせていただきます（『公益社団法人日本P T A全国協議会からの退会について（提案）』に係るQ&A）。

また、以上をもって、本件に係る令和3年度における議論は終結とし、次年度に粛々と引き継ぐこととしておりました。

2 現職の京都市幹部によるSNSへの投稿について

そのような折、現職の京都市幹部が上記提案否決の新聞記事（京都新聞令和4年5月12日付け社会1面）の写真とともに、論評を加える記事を「公開」設定にてFacebookに投稿されました（5月12日15:27）。情報提供を受け、私も確認することができましたが、後に「友達公開」設定に切り替えられたため（5月13日16:40頃）、閲覧できなくなりました。以後は「友達承認」された情報提供者によるものですが、令和4年5月15日現在で327名による「いいね」が付されています。

全日Pに残るかどうかなどだけでなく、PTAの在り方そのものを問いかける議論をしっかりと進めてもらいたいですね！PTAは決して単なる学校教育の協力者ではないですし、イベントを行うための団体でもないでしょう。「はぐくみネットワーク」も同様ですが、子どもをめぐる環境は、今、危機的な状況だと感じています。物の豊かさや便利さが優先され、子どもが金儲けのターゲットにされ、さらには性的欲望の対象にすらされる社会は決して持続可能ではない筈。そうした課題の当事者として、何をすべきか、一人一人の親御さんが、しっかり課題意識を持ち、また親御さん同士の誰一人取り残さないネットワークとして、子どもが育つ環境づくりのため、自らが育つ組織になってもらえることを期待しています。（5月12日15:27）

（補足）後に、冒頭に「今回の決定の是非を論ずるつもりはないことを前提にして、この機会に、」を、また、最終文中「子どもが育つ環境づくりのため、」と「自らが育つ組織になってもらえることを期待しています。」の間に「折角の今回の執行部の尽力を無にせず、」を追記されました。

私たちPTAは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に基づく独立した社会教育関係団体です。もし、京都市の職員が私たちの活動に「専門的技術的指導又は助言」（同法第11条）をいただけるのであれば、一部の「友達承認」された者しか閲覧できない、閉ざされた場に切り替えてしまわれたことは、残念に思います。

3 当該SNSへの投稿に付されたコメントについて

本投稿に対し、21件のコメントが付されております（令和4年5月15日閲覧）。

一例として、次のコメントには、前述の京都市幹部を含む19名の「いいね」が付されています（令和4年5月15日閲覧）

まず京都市PTAとして何をやるべきかを見直して頂きたいと思います。今回の一連の記事や文書を読ませて頂きましたが、子どもたちの健全なる育成のためにPTAは活動していくのが本来の姿であり、日P脱退を目的とした活動をされたのは疑問が残ります。

子どもが置き去りにされているように感じました。

親育ちの場であり、学校・家庭・地域が繋がってコミュニティある中で子どもたちを育む京都市PTAとして再出発して頂きたいです。（5月12日）

市P連活動に御意見がある場合は、市P連事務局に御連絡いただくなど、ぜひとも現役の市P連当事者に届くような形で御発言いただければと存じます。

4 前首席社会教育主事によるコメントについて

当該コメントの中に、京都市教育委員会の前首席社会教育主事による記述がありました。なお、このコメントには、前述の京都市幹部を含む11名の「いいね」が付されています（令和4年5月15日閲覧）

みなさんのご指摘通りです。最終採決結果は記事にはなっていませんが、ほとんどのPさんは何の話かわからないままに大きな採決をしなければならなかったこと、しんどい思いをさせました。各県や各市の思いが日Pに反映されないからの議論（議論らしい議論ありませんでしたが）ではなく、脚下照顧して、自分とこのPTAでどう自分たちの思いをどう反映させていくかを考えねば上から目線の活動がわかりません。順番が逆だったのでは…（5月13日）

当該前首席社会教育主事は、長年に渡り京都市のPTAに対し「専門的技術的な助言と指導を与える」（社会教育法第9条の三第1項）職務にあり、令和4年3月に退職されるまでの間、今般の日P退会の是非を検討する市P連理事会及び京都市小学校PTA連絡協議会理事会にすべて出席されていましたが、本件に関し一切の発言はありませんでした。

私たちは、当該前首席社会教育主事が退職された後の市P連理事会（令和4年4月15日開催）においても、市P連会長経験者をお招きして当時の様子を伺ったり、採決方法について検討・決定を行ったりと、最後までP（保護者）理事とT（校園長）理事が大いに意見を出し合い、真摯に議論を重ねてまいりました。会議の最後には、「採決の結果が出たら、その結果を理事会の総意とする。」と皆で総括したことを覚えています。

それにも関わらず、当該前首席社会教育主事は、退職後に上記のコメントを投稿されました。このコメントは、当該前首席社会教育主事の本心の吐露と受け止めますが、市P連としては事実誤認もあると思われるコメントを総括して、「みなさんのご指摘通りです。」とされたことは、大変に遺憾です。現職の京都市幹部の投稿に、当事者として市P連理事会に出席されていた前首席社会教育主事が、このように投稿されれば、すべてが「事実」と認識されます。このことは、市P連のP（保護者）理事及びT（校園長）理事に対する「背任行為」に該当すると思われま

○ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

5 今般の一連の投稿を受けて

私の提案は否決されましたが、提案すること、また、それを議論すること自体は否定されることがあってはならないと考えます。

私は、「単位 P T A が一番大事」との信念と、今般のコロナ禍を経て P T A 組織はますます必要となっているという現状認識の下、この大切な組織を持続可能なものとするにはどうすればよいのかという課題設定を行い、様々な取組に挑んでまいりました。日 P 退会ありきではないことは、これまで何度も繰り返し訴えてきたところです。また、今般の提案の意義については、一定評価する論調もあります（参考 京都新聞令和 4 年 5 月 14 日付け社説参照）。

京都市の職員が提供する S N S 上の公開を限定された場において、多くの「いいね」とコメントが付されています。中には、私への個人攻撃とを感じるコメントもありました（スクリーンショット保存済み）。

私が、京都市教育委員会生涯学習部が提供する「情報モラル講座」で学んだ内容とは、ずいぶん違うようです。私は薄気味悪さとともに、ある種の恐怖さえ感じています。

多くの方々から様々な御意見を頂戴したいと思っておりますので、現役の市 P 連当事者に届くような形で御発言いただければと存じます。

引き続き市 P 連活動に御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上